

## 令和6年度第3回和歌山地方最低賃金審議会

### 議事録

開催日時 開催場所	令和6年8月5日（月） 和歌山労働総合庁舎6階会議室	15時52分から 16時49分まで
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数5名 定数5名 定数5名

#### ○廣谷会長

ただ今から第3回和歌山地方最低賃金審議会を開催いたします。  
事務局から委員の出席状況、会議の成立、傍聴などについて報告をお願いします。

#### ○事務局（谷本）

はい。座って説明させていただきます。  
本日の出席状況につきましては、委員15名中、公益代表委員5名、労働者側委員5名、使用者側委員5名が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数、各代表3分の1以上又は全体で3分の2以上を満たしており、会議が成立していることを報告いたします。

また、本会議は公開となっており、令和6年7月30日に傍聴公示を行いましたが、希望者はございませんでした。

それと後、併せて報告させていただきますと、第2回本審で和歌山県地方労働組合評議会の方から要請書の署名を受け取っておりますが、今日追加で署名の提出がありましたので、それについて報告をいたします。

続きまして議題に入る前に、本日配付しております資料について簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

資料1は、和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定に係る申出書となっています。申出書の添付資料は事務局で保管していますので、委員からの御希望があれば御覧いただけます。

めくっていただきまして資料2は、仮称和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア、食料品スーパーマーケットの決定に係る申出書となっています。こちらも申出書の添付資料は事務局で保管していますので、委員からの御希望がございましたら御覧いただけます。

資料3は、申出のあった特定最低賃金の決定等の必要性に関する形式的審査の結果の資料となります。

以上で簡単ですが資料の説明とさせていただきます。

○廣谷会長

はい。ありがとうございました。

では議題2がですね、議題1を前提として、議題1については本日最低賃金専門部会において全員一致ではありませんでしたので、議題1と議題2はちょっと後に回させていただくとして、議題3から先にさせていただきたいと思います。

議題3は特定最低賃金の決定などの必要性の有無についてということで、これについて労働局長の諮問をお受けしたいと思います。

〈局長から会長に諮問文を手交〉  
〈事務局が各委員に諮問文（写）を配付〉

○廣谷会長

では事務局は諮問文を朗読してください。

〈事務局が諮問文を朗読〉

○廣谷会長

ただ今諮問を受けましたが、何か御意見、御質問ございますか。

〈意見等なし〉

○廣谷会長

ではこれらの諮問を受けたということで、特定最低賃金の決定などの必要性の有無に関する審議について、先日の第2回本審で設置が了承されました特別小委員会で審議することとしたいと思いますがよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

○廣谷会長

それでは、特定最低賃金の決定などの必要性の有無については、特別小委員会において審議をさせていただいて、その後本審において審議結果報告を行っていただきたいと考えます。その報告を踏まえて、審議会から局長へ特定最低賃金の決定などの必要性の有無を答申したいと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

○廣谷会長

それではそのように進めていきたいと思います。

特別小委員会の日程について事務局から説明をお願いします。

○事務局（谷本）

はい。特別小委員会の日程につきましては、明日の8月6日火曜日午後5時からを予定させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

○廣谷会長

はい。よろしくお願ひいたします。

では議題1に戻りまして、和歌山県最低賃金の改正決定について審議に入りたいと思います。

今年度は7月9日に和歌山労働局長から和歌山県最低賃金の改正決定について諮問をお受けして、和歌山県最低賃金専門部会において調査審議をお願いいたしました。

部会では大変御熱心に審議をしていただき、意見が取りまとめられ、先ほど報告書を受けとりました。

事務局は専門部会報告書を朗読してください。

〈事務局が専門部会報告書を朗読〉

○廣谷会長

はい。専門部会の審議経過について簡単に補足説明をいたします。

7月26日に第1回専門部会を開催して以降、7月29日、30日、8月1日、2日、5日の6回にわたり、全会一致を目指し審議してまいりましたが、全会一致には至りませんでした。最終的には第6回専門部会において公益代表委員見解を示して採決を行い、賛成5名、反対3名をもって結審したものです。

ただ今の専門部会報告について御意見等ござりますか。

○田中委員

はい。

○廣谷会長

はい。どうぞ。

○田中委員

はい。それではまず専門部会の方ですね、非常に詰めた議論をしていただき

まして、どうも御苦労様でございました。

そのうえで、この報告書も踏まえて、私の使用者側としての御意見を申し上げますと、まずですね、51円、目安額が50円に対して答申51円。この1円の差がはっきり言って何か全く分からなっていいうところですね。国の方では三つの要素、データを調べて、目安額を50円として出している。それに対してプラス1する。感情的には少しでもちゅうのは分かるんですが、そこの1円の論理性が全く分からないうのがまず一点目です。

それから中小企業、小規模事業者に与える影響が大きくなっていることを踏まえて、3年でほぼ100円上がっております。っていうことは和歌山県の最低賃金は3年で10%以上上がっていると。これについて非常に経営者には、経営に対してですね、負担が掛かっております。100円も上がっていたらですね、なかなかこの支払能力の点で厳しいものがあります。しかも最近急激に円が高なったんで、また状況は変わってくるんでしょうが、原材料を輸入に頼っている中小企業、零細企業が多い中では、非常に原材料高が企業経営を圧迫してまして、なかなか思うに任せた経営をしていけないって中で、最低賃金が50円上がる。これが非常に厳しい中で、51円というのは非常に厳しい状況でございます。

三点目。同じペーパーの最後に隣接県との格差が広がらないようということなんですが、大阪、奈良は50円で決着をしたと聞いております。まあ広がらなければ、広がらないようなんで、50円でも良かったんじゃないだろうかなと。

私の言ってる話も非常に定性的な話で、あの根拠的な話はないんですが、いずれにしよこの1円という額についての論理的な根拠が分からないので、私としては、この51円については賛成できないという私の意見でございます。

はい。なかなかあの企業さんは今の時代です。これだけ物価も上がってくれば労働者の方にできるだけ賃金を支払って、そして働きたいと思える環境、働きやすい環境の中で仕事をしてもらえるように、これもう皆さんがそう思っております。その中でなかなか収益が上がってこないんで、賃金を払うのが非常に厳しいと言ってる状況の中でですね、分かるんですけども目安額を上回ってまでっていうのは非常に厳しいということでございます。

以上です。

○廣谷会長

はい。ありがとうございます。

他に御意見ございますか。

〈意見等なし〉

○廣谷会長

では和歌山県最低賃金を部会どおり決定することについては、異議があるということになると思いますので、採決をしたいと思いますがよろしいでしょうか。

○児玉委員

皆さん御意見は。

○廣谷会長

御意見よろしいですか。

〈意見等なし〉

○廣谷会長

採決についての定足数等を報告してください。

○事務局（谷本）

はい。そうしましたら公益代表委員5名、労働者側委員5名、使用者側委員5名、15名中15名の出席をされており、審議会令第5条第2項の規定による定足数、委員の三分の二以上を満たしていますので、依然会議が成立していることを報告いたします。

なお、採決において第5条第3項の規定により、出席委員の過半数をもって決定することとなります。

○廣谷会長

では採決をいたします。

部会報告どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〈9名挙手〉

○廣谷会長

労働者委員が賛成が全員。使用者委員が反対が全部。公益委員、私は参加しませんので4名全員が賛成ということで、採決の結果、審議会令第5条第3項の規定に基づく出席委員の過半数の賛成により部会報告どおり決定されました。

次に答申文案について検討いただきます。事務局は答申文案を準備して配付してください。

しばらくお待ちください。

〈事務局が答申文案を作成、配付〉

○廣谷会長

では事務局は答申文案を朗読してください。

〈事務局が答申文案を朗読〉

○廣谷会長

はい。ただ今の答申文案について御意見等ございますか。

○児玉委員

はい。

○廣谷会長

はい。どうぞ。

○児玉委員

先ほど田中委員から御指摘のあったものを踏まえてお話をしたいんですけども、今の答申文、まあ先ほど専門部会で了承をしたわけではないですが、ある意味ではこう見過ごしたところがあつて、政府方針を踏まえてっていう話の中で隣接府県との格差が広がらないようっていう文言のところですが、えーと政府方針には隣接府県とはどこにも出てなかつたように思いますが、最高と最低のところの格差を縮めるようにといふことがあつたと思うのですが、その辺についての公益委員の、公益委員の見解ですから、この見解についてそもそもおかしいやないかというお話しやなくて、そのことは十分御理解されたうえでの見解なんだろうかということについて、公益委員の見解について御説明いただいたらと思います。

○廣谷会長

政府方針の中で、それを受け和歌山の地方最低賃金審議会としては、隣接府県との格差が広がらないということを要望するということです。

○児玉委員

その広がらないということの中で、先ほどの大阪、奈良が50円でということで広がってはないわけですから、まあ縮めるということではなくて、1円、1円というか同じ50円でもですね、比率からすると和歌山の方がアップ率が高くなっているということありますので、ここでわざわざそのことを書く必要があ

るのかなというふうに思いますが、いかがでしょう。

○廣谷会長

表現の問題かも分かりませんが、隣接府県との格差が広がらないように地域間格差の縮小に取り組むということなので、最終的には広がらないということと縮小するというのは違うかも分かりませんが、最終的な結論としては縮小ということを意見として要望するということあります。

よろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

○廣谷会長

他に御意見ございますか。

〈意見等なし〉

○廣谷会長

それでは答申文を局長にお渡ししたいと思いますので、事務局は準備をお願いします。

○事務局（谷本）

すみません。今準備しておりますのでもうしばらくお待ちください。

〈会長から局長に答申文を手交〉  
〈事務局が各委員に答申文（写）を配付〉

○廣谷会長

それでは局長からあいさつがあるようですのでよろしくお願ひいたします。

〈局長あいさつ〉

○廣谷会長

それでは答申に基づく今後の事務処理について事務局から説明をお願いします。

○事務局（谷本）

はい。説明いたします。

まず答申要旨の公示を本日付けで行います。異議申立ての期間は15日間であり、8月20日火曜日までとなります。

異議申出に対する異議審の日時は、先日、第2回本審で御確認いただいたとおり、8月21日水曜日の午前9時からでお願いいたします。

効力発生日については、官報掲載の持ち込みを8月21日水曜日の午後2時までに行い、10月1日を指定することとなります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○廣谷会長

はい。ただ今事務局から説明がありましたが、まず8月21日水曜日の午前9時から異議審ということですが、出席可能な方は挙手をお願いします。

〈全員が挙手〉

○廣谷会長

はい。ありがとうございます。

それでは異議審を8月21日水曜日午前9時からといたします。改めて文書で開催通知を行います。

それでは議題2、和歌山県最低賃金専門部会の廃止について、審議会令第6条第7項の規定に基づく和歌山県最低賃金専門部会の廃止について決議をしたいと思います。これは和歌山県最低賃金専門部会の任務が終了したときに審議会の議決により廃止するものです。

和歌山県最低賃金専門部会の廃止に賛成の方は挙手をお願いいたします。

〈全員が挙手〉

○廣谷会長

はい。ありがとうございます。

全員一致ですので和歌山県最低賃金専門部会を廃止することといたします。

他に議題ございますか。特にございませんか。

○田中委員

よろしいですか。

○廣谷会長

はい。どうぞ。

○田中委員

すみません。もう局長さんがごあいさつされたその後でお話しするのもあれなんですけども、それぞれ労働者側の方、公益の方、それから使用者側もですね、立場は違いますけども、労働者の方の生活の保障っていうんですか、とにかく生活のため、それから和歌山県の経済的な面での活性化ということを、同じ目的のために思って、それぞれ意見を言い合いながら今回も議論されたと思います。ただ大変タイトな日程の中で、専門部会の皆様は毎日毎日こう集まって御議論されてきたわけです。で今日に至ってもまだ全会一致という形見られずですね、ここで専門部会をしながら、本審に向けて専門部会に入ってないメンバーとのこのやり取りしながらということですね、そこでちょっと時間的にタイトだったなと思うんです。今日のですから専門部会の意見を聴いて本審に当たるに当たって、我々のこちらの打合せの時間が本当にタイトだったと思うんです。やっぱりこれだけ専門部会の方でかんかんがくがく議論されたことを更に本審でするに当たっては、やはりもう少し打合せの時間が必要なのではないかと思いました。

非常に日程調整難しいのは十分分かってるんですけども、来年度はですね、そういった点でかんかんがくがくになったときに、その後の本審に向けて十分それぞれ各代表どおして意見、意思疎通を図ったうえで本審に臨めるような時間設定をしていただければ有り難いなと思います。これ要望でございます。

以上です。

○廣谷会長

はい。ありがとうございました。

それではこれで第3回の審議会を終了します。皆様御協力ありがとうございました。